

○認知機能検査の実施に関する事務処理要領の制定について

〔 令和 7 年 4 月 3 0 日 〕
〔 例規甲（免講）第 2 9 号 〕

認知機能検査の実施に関する事務処理要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項第 3 号イの規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う記憶機能その他の認知機能に関する検査（以下「認知機能検査」という。）の実施及び認知機能検査に従事する者（以下「認知機能検査員」という。）が受講しなければならない講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「講習等規則」という。）第 4 条第 2 項第 1 号ロに規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）をいう。）の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 専決事務

この要領に定める事務は、公安委員会が行うほか、山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 4 3 年山梨県公安委員会規程第 2 号）に定めるところにより、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が処理する。

第 3 認知機能検査

認知機能検査は、専用の検査用紙を用いて、受検者の記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって自覚してもらい、引き続き安全運転を継続することができるよう支援するために行うものである。

第 4 認知機能検査の実施機関

認知機能検査は、公安委員会が直接実施又は道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「規則」という。）第 3 1 条の 4 の 2 及び講習等規則に掲げる要件を備えると公安委員会が認めたもの（以下「委託先実施機関」という。）に、委託して行うものとする。ただし、道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号。以下「令」という。）第 4 0 条の 3 第 7 号の規定により、認知機能検査の結果の判定に係るものについては除くものとする。

なお、原則として、更新時及び任意の認知機能検査については委託先実施機関が、第 6 の 1 （3）の臨時認知機能検査については公安委員会が直接実施するものとする。

第 5 認知機能検査員

1 公安委員会が直接実施する場合

公安委員会が直接検査を実施する場合は、21歳以上の者であって、警察庁又は公安委員会が実施する検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了したものが実施するものとする。

2 委託先実施機関が実施する場合

- (1) 委託先実施機関は、認知機能検査員について、その者の住所、氏名及び講習等規則第4条第2項第1号に掲げる資格要件を充たすことを証する書面を認知機能検査員確認届出書（第1号様式）に添付し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を経由して公安委員会に提出しなければならない。
- (2) 運転免許課長は、認知機能検査員確認届出書により認知機能検査員としての資格要件を充足すると確認したときは、認知機能検査員確認名簿（第2号様式）に登載するとともに、その旨を記載した認知機能検査員確認届出書の写しにより委託先実施機関に通知するものとする。
- (3) 委託先実施機関は、認知機能検査員が資格要件を欠いたときは、認知機能検査員資格喪失届出書（第3号様式）により運転免許課を経由して公安委員会に速報するものとする。
- (4) 委託先実施機関の行う認知機能検査は、認知機能検査員確認届出書により確認を受け、認知機能検査員確認名簿に登載された者以外のものが行ってはならない。

第6 認知機能検査の対象者及び通知

1 認知機能検査の対象者は、原則として県内に居住する次に掲げる者とする。

(1) 更新時における認知機能検査

ア 法第101条の4に規定する免許証の有効期間の更新を受けようとする者で、免許証の更新期間が満了する日（以下「更新期間満了日」という。）における年齢が75歳以上のもの

イ 法第97条の2第1項第3号に規定する運転免許試験の免除を受けようとする者（以下「特定失効対象者」という。）で、法第89条に規定する免許申請書を提出した日（以下「申請書提出日」という。）における年齢が75歳以上のもの

ウ 県外に住所があり、法第101条の2の2の規定により更新の申請を希望する者（以下「特例優良高齢運転者」という。）で、更新期間満了日における年齢が75歳以上のもの

(2) 任意による認知機能検査

（1）ア、イ及びウ並びに75歳以上の者

(3) 臨時認知機能検査

法第101条の7第1項に規定する認知機能が低下した場合に行われやすいものとして令第37条の6の4各号で掲げる違反行為をした75歳以上の者

2 認知機能検査の通知

(1) 更新時における認知機能検査

法第101条の4第5項の規定による認知機能検査を受けるための必要な事項を記載した書面の送付（以下「通知」という。）は、別に定める法第108条の2第1項第12号の規定により公安委員会が行う講習（以下「高齢者講習」という。）の通知に併記して行うものとする。

(2) 臨時認知機能検査

法第101条の7第2項の規定による認知機能検査を行う旨を記載した書面の送付は、規則第29条の2の5に規定する臨時認知機能検査通知書を配達証明郵便等に付して行うものとする。

第7 認知機能検査の手続

1 更新時における認知機能検査の申込み

- (1) 認知機能検査の申込みは、認知機能検査の通知を受けた者が委託先実施機関に対して行うものとする。
- (2) 委託先実施機関は、認知機能検査の申込みを受けたときは認知機能検査予約受理簿（第4号様式。以下「予約受理簿」という。）により、認知機能検査の実施日を指定するものとする。
- (3) 認知機能検査の実施日の指定は、認知機能検査希望日、更新期間満了日等を考慮して行うものとする。
- (4) 認知機能検査の申込み時に、更新期間満了日の間際又は失効日から6か月が経過する日の間際の場合は、期間内に受検ができるよう配慮するものとする。

2 任意による認知機能検査の申込み

- (1) 認知機能検査の申込みは、認知機能検査の受検を希望する者が委託先実施機関に対して行うものとする。
- (2) 委託先実施機関は、認知機能検査の申込みを受けたときは予約受理簿により、認知機能検査の実施日を指定するものとする。
- (3) 認知機能検査の実施日の指定は、認知機能検査希望日、更新期間満了日等を考慮して行うものとする。

3 臨時認知機能検査の申込み

- (1) 臨時認知機能検査の申込みは、臨時認知機能検査の通知を受けた者が公安委員会に対して行うものとする。
- (2) 運転免許課長は、臨時認知機能検査の申込みを受けたときは、予約受理簿により、臨時認知機能検査の実施日を指定するものとする。

- (3) 臨時認知機能検査については、臨時認知機能検査の通知を受けた日の翌日から起算して1か月を超えない範囲で受けなければならないことから、確実に当該期間内に検査日を設定すること。

4 認知機能検査の申請

- (1) 認知機能検査の受検申請は、認知機能検査受検申請書（第5号様式。以下「受検申請書」という。）により行うものとする。
- (2) 認知機能検査の手数料は、山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）に定めるところによるものとする。
- (3) 認知機能検査の申請受理に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- ア 通知書及び運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）による人定の確認
- イ 特例優良高齢運転者については、通知書、免許証等による人定の確認及び更新連絡書での優良運転者（経由更新申請可能者）の確認
- ウ 手数料の額の確認

第8 認知機能検査の実施等

1 認知機能検査の実施

認知機能検査は、認知機能検査検査用紙（別記1）を用いて、警察庁の示す認知機能検査進行要領（以下「進行要領」という。）に従い、次に掲げる検査を行うものとする。

ア 手がかり再生

一定のイラストを記憶させ、時間をおき、手がかりを与えた上で回答させることにより、記憶力を検査するもので、使用するイラストについては、手がかり再生用イラスト（別記2）のパターンAからパターンDまでのうち、任意の1パターンを使用する。

イ 時間の見当識

検査時における年月日、曜日及び時間を回答させることにより、時間の感覚を検査する。

2 認知機能検査の採点及び結果の判定

(1) 認知機能検査の採点

認知機能検査の採点は、警察庁の示す認知機能検査の採点基準に従い、手がかり再生において使用するイラストのパターンに対応する採点補助用紙（別記3）を用いて行う。

(2) 認知機能検査の結果の判定

運転免許課長は、規則第29条の3第1項第1号に規定する式により総合点を算出し、その総合点により、次の2つに判定する。

- (ア) 認知症のおそれがある者 総合点が36点未満の者
- (イ) 認知症のおそれがない者 総合点が36点以上の者
- (3) 認知機能検査の採点及び結果の判定は、必ず複数人で行うこと。

3 結果の通知

- (1) 結果の通知は、認知機能検査結果通知書（第6号様式及び第6号様式の2。以下「結果通知書」という。）により行うものとする。
- (2) 運転免許課長は、委託先実施機関が実施した結果通知書の交付を、委託先実施機関に行わせるものとする。
- (3) 通知書番号は、暦年ごとの一連番号（4桁）に公安委員会は00を、委託先実施機関は同実施機関ごとに指定する番号2桁を冠し記載するものとする。
- (4) 委託先実施機関は、結果の通知に際して、重要な個人情報であることに十分留意し、封筒に入れるなど他の受検者に知られることのないよう配慮するとともに、高齢者講習受講時に持参するよう教示するものとする。
- (5) 運転免許課長及び委託先実施機関は、認知機能検査結果通知書受払簿（第7号様式及び第8号様式）により、結果通知書の保管及び管理を確実にを行うとともに、認知機能検査結果通知書交付簿（第9号様式。以下「交付簿」という。）により交付状況を明らかにしておくものとする。また、結果通知書の写しを作成し、保管しておくものとする。

4 受検者への説明と苦情等に対する対応

- (1) 受検者への説明
検査結果を通知した後、進行要領に従い、受検者に説明を行うものとする。
- (2) 苦情等に対する対応
委託先実施機関は、検査結果について受検者から苦情又は不服の申出があった場合には、検査終了後に個別に説明を行うものとする。この場合、必要に応じて検査用紙及び採点補助用紙を示し、採点方法及び採点結果について説明を行うものとし、説明によっても納得しない受検者に対しては、運転免許課に相談するように教示すること。
なお、これらの苦情又は不服の申出と対応状況については、必要に応じ記録するものとする。

5 認知機能検査の結果報告

委託先実施機関は、認知機能検査の実施結果については、認知機能検査実施結果報告書（第10号様式）に交付簿の写し、受検申請書、認知機能検査検査用紙（ただし、問題用紙は除く。）及び採点補助用紙を添えて、運転免許課を経由して公安委員会に報告するものとする。

第9 指導、監督等

運転免許課長は、委託先実施機関が認知機能検査を適正かつ円滑に行うよう指導、監督するとともに、必要な報告を求め、認知機能検査員の技能及び知識の向上に資するため、研修を行うこととする。

第 10 認知機能検査員講習

1 運転免許課長が実施する認知機能検査員講習は、県内に居住する 21 歳以上の者で、認知機能検査員になろうとするものを対象として行うものとする。

2 認知機能検査員講習の受講手続

(1) 認知機能検査員講習の受講申請

受講の申請は、認知機能検査員講習受講申請書（細則別記様式第 15 の 6。以下「申請書」という。）により行うものとする。

(2) 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修（以下「高齢者講習指導員研修等」という。）で講習項目の一部について受講済みであることを理由に当該講習項目の受講免除を希望する者（以下「講習項目一部免除者」という。）から受講申請があった場合は、高齢者講習指導員研修等を終了していることを証する書面を確認した後、認知機能検査員講習の受講申請を受理するものとする。

(3) 当該年度に自動車安全運転センターが実施する高齢者講習指導員研修を予定されている者から受講申請があった場合は、入所予定を確認した後、講習項目一部免除の対象者として認知機能検査員講習の受講申請を受理するものとする。

3 認知機能検査員講習の実施

(1) 認知機能検査員講習は、警察庁が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者が行い、その内容は、認知機能検査員講習の講習項目及び講習時間の基準（細則別表第 4 の 4）のとおりとする。

なお、講習項目一部免除者に対しては、免除した項目以外の項目について行うものとする。

(2) 講習方法

ア 高齢者と認知症の実態及び基礎理論

視聴覚教材「認知症を知る：正しい理解のために」により行う。

イ 高齢運転者対策の概要

本県の実情に応じて作成した高齢者の事故の現状等の資料を用いて、認知機能検査の導入、認知機能検査の結果に基づく高齢者講習の受講、免許証等の更新手続等について講義形式により行う。

ウ 認知機能検査の実施方法

(ア) 講義形式により、検査実施に当たっての心構え、検査の実施要領、検査の採点及び検査結果の通知について説明を行う。

(イ) 講師による検査の模範実施を行い、模範実施後、受講者からの質疑対応を行う。

(ウ) 受講者が2人1組になって、相互に検査の模擬実施を行う。

(エ) 模擬実施後の受講者からの質疑対応を行う。

4 認知機能検査員講習の手数料

講習手数料は、山梨県警察関係手数料条例に定められた金額を納付させるものとする。

5 講習を終了した者に対しては、認知機能検査員講習終了証明書（細則別記様式第15の7。以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。この際、終了証明書は講習を終了した証明であって、認知機能検査員の資格を証するものではないことを説明するものとする。

6 終了証明書番号は、暦年ごとの一連番号（4桁）に交付年の西暦4桁を冠し記載するものとする。

7 運転免許課長は、認知機能検査員講習終了証明書交付簿（第11号様式）により、交付状況を明らかにしておくものとする。

第11 書類及び備付簿冊の保存期間

1 運転免許課に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
認知機能検査員講習受講申請書（細則別記様式第15の6）	5年
認知機能検査検査用紙（別記1）（問題用紙を除く。）	4年
採点補助用紙（別記3）	4年
認知機能検査員確認届出書（第1号様式）	資格を喪失するまで
認知機能検査員確認名簿（第2号様式）	30年
認知機能検査員資格喪失届出書（第3号様式）	1年
認知機能検査予約受理簿（第4号様式）	1年
認知機能検査受検申請書（第5号様式）	5年
認知機能検査結果通知書（第6号様式）（写し）	1年
認知機能検査結果通知書（第6号様式の2）（写し）	1年
認知機能検査結果通知書受払簿（第7号様式）	1年
認知機能検査結果通知書交付簿（第9号様式）	4年
認知機能検査実施結果報告書（第10号様式）	1年
認知機能検査員講習終了証明書交付簿（第11号様式）	30年

- 2 委託先実施機関に保存すべき書類及び備付簿冊の保存期間は、次のとおりとする。

簿 冊 名 等	保存期間
認知機能検査予約受理簿（第4号様式）	1年
認知機能検査結果通知書（第6号様式）（写し）	1年
認知機能検査結果通知書（第6号様式の2）（写し）	1年
認知機能検査結果通知書受払簿（第8号様式）	1年
認知機能検査結果通知書交付簿（第9号様式）	4年